

平成 29 年度被扶養者資格確認調査の要領

1. 調査の目的

被扶養者が主として組合員の収入により生計を維持しているかどうかの確認を行うため

2. 調査対象者

平成 29 年 4 月 1 日時点の年齢が満 18 歳以上である被扶養者

※ 被扶養者の認定日が平成 29 年 4 月 1 日以降の被扶養者は除きます。ただし、他の所属所からの内部転入者は調査の対象となります。

3. 調査対象期間

平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の 1 年間

4. 提出書類

- ・被扶養者申告書〔扶養調査用〕（以下「申告書」といいます。）
- ・添付書類（申告書の裏面に記載していますのでご確認ください。）
- ・「雇用証明書（扶養調査用）」及び「確約書（扶養調査用）」に係る様式は、当共済組合のホームページより様式のダウンロードができます。

5. 共済組合から所属所への送付日

平成 29 年 7 月 10 日（月）

※ 申告書について、部課署コードを登録している所属所は部課署コード・組合員証番号順に、部課署コードを登録していない所属所は組合員証番号順に出力しています。申告書が届きましたらお手数ですが該当組合員に配付いただきますようお願いいたします。

※ 申告書と併せて「被扶養者資格調査表整理簿」を送付します。組合員証番号順に出力していますので、提出書類の受付事務等にご活用ください。

※ 申告書には個人情報に記載されていますので、取扱いには十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

6. 組合員から所属所への提出期限

平成 29 年 8 月 4 日（金）

7. 所属所から共済組合への提出期限

平成 29 年 8 月 18 日（金）

※ 申告書の整備が終わったものから随時提出いただいても構いません。

※ 申告書を提出する際は可能な限り組合員証番号順に提出してください。

※ 被扶養者の認定取消として提出する申告書については、継続認定として提出する申告書とは区別して提出してください。

※ この被扶養者資格確認調査は、施行規程第 97 条に定める「検認」といたしておりますので、期限までに被扶養者申告書〔扶養調査用〕等の提出がない場合はその組合員被扶養者証は無効となり、平成 28 年 7 月 1 日に遡って被扶養者の資格を取消することがあります。

8. 提出書類の注意点

(1) 最新の所得証明書について

- ・原則として市区町村長の証明があり、かつ、平成 28 年分収入金額の記載があるものを提出してください（証明書の名称は問いません。）。
- ・同一世帯に属する複数の親族の証明が必要な場合、該当親族全員分が一括で証明してあるものでも構いません。
- ・学生（定時制・通信制・夜間課程の学生は除きます。）については、在学証明書の提出を条件として、所得証明書の提出を省略することができます。
また、在学証明書の提出については、修学貸付において新年度の在学証明書を提出してある場合は省略できます。
ただし、学生であっても被扶養者の資格要件に該当しなくなったときは、扶養取消とします。

(2) 組合員・被扶養者でない方の収入金額の確認書類について

組合員名義の事業収入（農業等）がある場合又は夫婦共同扶養の原則・夫婦相互扶助の原則（別紙「被扶養者認定基準の概略」参照）に該当する場合は、組合員夫婦又は認定対象者夫婦の収入金額が確認できる書類（市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写し）など）を提出してください。

なお、確定申告をしている方は必ず確定申告書・収支内訳書（写）を提出してください。

(3) 金銭援助の確認書類について

調査対象期間の金銭援助の確認をします。預貯金通帳（写）、振込領収書（写）、カード利用明細（写）等、組合員から別居している調査対象者への送金事実が確認できる書類を提出してください。

なお、調査対象期間の当初は学生であった方が、卒業等により学生でなくなったときは、学生でなくなった日以後の期間について金銭援助の確認を行います。

参考までに、1ヶ月当たりの最低援助額は次のとおりです。

認定対象者の前年収入年額 × 50% ÷ 12ヶ月【千円未満切捨】
※この算定で計算した金額が25,000円に満たない場合は25,000円

(4) パート・臨時職員の収入金額の確認書類について

調査対象期間の収入実績額の確認をします。共済組合様式の「雇用証明書（扶養調査用）」をご使用ください。

(5) 雇用保険を受給しない方について

調査対象期間内において、雇用保険の被保険者であった方が離職後にハローワークで求職の申込みをしなかったときは、「離職票（写）」又は事業者発行の「退職証明書」及び共済組合様式の「確約書」を提出してください。

9. 記入等の注意点

(1) 共済組合へ提出される際には、申告書の住所・氏名・押印にもれがないかご確認ください。

申告書表面⑩に組合員が調査対象者を扶養しなければならない理由を必ず記入いただくよう周知してください。

(2) 扶養手当について、「扶養手当の有無」欄を申告書表面⑧に、「扶養手当支給の事実確認印 押印欄」を申告書表面⑨に設けておりますので、給与事務担当者は該当する方に○を付け、再認定のときは押印をお願いします。

(3) 被扶養者資格確認調査において平均収入月額が認定基準額を超えていたことが確認された被扶養者については、別紙「被扶養者認定基準の概略」の表5「認定取消期間一覧表」に掲げる認定取消期間に限り認定取消とし、その他の期間（認定対象期間内にある資格要件を満たしている期間に限り）は継続認定として取り扱います。

ただし、雇用保険の基本手当等を受給し日額が認定基準額を超えているために認定取消となる場合、認定取消については被扶養者申告書〔扶養調査用〕で手続きできますが、その後の再認定については別紙様式第15号による被扶養者申告書を作成し、改めて申請していただくこととなります。

認定取消の要件に該当する調査対象者がいる場合は、組合員に申告書表面⑩の「被扶養者要件を欠くに至った日及びその理由」欄を記入ください。また、申告書表面⑫に所属所長の証明欄を設けていますので、認定取消の要件に該当する調査対象者がいる場合は証明をしていただきますようお願いいたします（認定取消の要件に該当していなくても所属所長の証明をしていただいても構いません。）。